

安八町観光PRラッピングトラック製作事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、安八町観光PRを目的とするラッピングトラック製作に協力して頂ける事業者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、安八町補助金交付規則（昭和58年安八町規則第14号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業対象条件)

第2条 事業者及びラッピングを製作するトラック（輸送車）（以下「トラック」という。）は、次の各号の全てを満たすものとする。

- (1) 安八町内に輸送拠点を有すること。
- (2) トラックは、県外の2都道府県以上に跨る輸送範囲であること。
- (3) 頻繁に輸送する（概ね年6割以上の稼働）トラックであること。
- (4) 事業者は、町税等を滞納してないこと。
- (5) 事業者は、安八町暴力団排除条例（平成24年安八町条例第1号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は、同条第2号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 政治、宗教又は選挙活動を目的とする事業所ではないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む営業所ではないこと。

(ラッピングのデザイン)

第3条 デザインは、町と事業者が協議し決定するものとし、安八町観光PR等に関係するもので、町のイメージアップに繋がるものとする。

2 前項のデザインの中には、町が指定するQRコード等を含むものとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額については、ラッピングトラック製作に要する1台当たりの費用（消費税含む）の1/2（千円未満切り捨て）又は25万円の低い額を交付するものとする。

(維持期間)

第5条 トラックの維持期間は、4年以上とし、維持期間が終了し、ラッピングを剥離する場合の費用は、事業者が負担するものとする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、ラッピングトラック製作事業費補助金交付申請書(様式第1号)、該当車両の写真、施工に係る費用の見積書及び誓約書(様式第2号)を町長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 町長は、前条で申請のあったものについて、審査の上、ラッピングトラック製作事業費補助金交付決定通知(様式第3号)を事業者に通知するものとする。

(事業の着手)

第8条 事業者は、事業の着手する旨のラッピングトラック製作事業着手届(様式第4号)を製作に要する費用の見積書(写)とともに町長に提出しなければならない。

(事業の完了及び検査)

第9条 事業が完了したとき、事業者は、ラッピングトラック製作事業完了届(様式第5号)を町長に提出し、完了検査を受けなければならない。

2 町は、前項の提出日より2週間以内に完了検査をするものとする。

(交付金額の確定及び請求)

第10条 前条の検査で適当と認めるときは、町長は補助金の交付額を確定し、ラッピングトラック製作事業費補助金額確定通知書(様式第6号)を通知するものとする。

2 前項に規定する通知を受けた事業者は、速やかにラッピングトラック製作事業費補助金請求書(様式第7号)を町長へ提出しなければならない。

(補助金の取消し及び返還)

第11条 町長は、交付決定を受けた事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の取消しをすることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。

(2) 補助金交付の条件、法令又はこの要綱に違反したとき。

2 前項の規定により取り消しによる補助金が既に交付されているときは、期限を定めて、その返還を求めることができる。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。